

引っ越しをしたら住民票を移しましょう！

進学や就職などで引っ越しをされる方は、
原則、これから住む寮・アパートなどが新しい住所地になります。
忘れずに住民票を移しましょう。

- 住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。
- 上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。
- 住民票は、こういった行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。

Q. 住民票はどうやって移すの？

A. 住民票の手続きは簡単です！

【引っ越し前】

- ①今住んでいる市区町村に**転出届**を提出し、
転出証明書を受け取る
※マイナンバーカードをお持ちの方は転出
証明書の発行はありません



【引っ越し後】

- ②新しく住む市区町村に転入した日から**14日以内**に、
転出証明書またはマイナンバーカードを添えて、
転入届を提出

- 「マイナンバーカード」の記載事項などの変更が必要ですので、転入届出時にカードをお持ちください。
※暗証番号の入力が必要になるため、事前にご確認ください。
- 「マイナンバーカード」をお持ちの方は、引っ越し前の市区町村に「特例による転出届」を郵送すること
で、**転出証明書の発行を受けず**に引っ越し後の市区町村の窓口で転入手続きをすることができます。

Q. 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

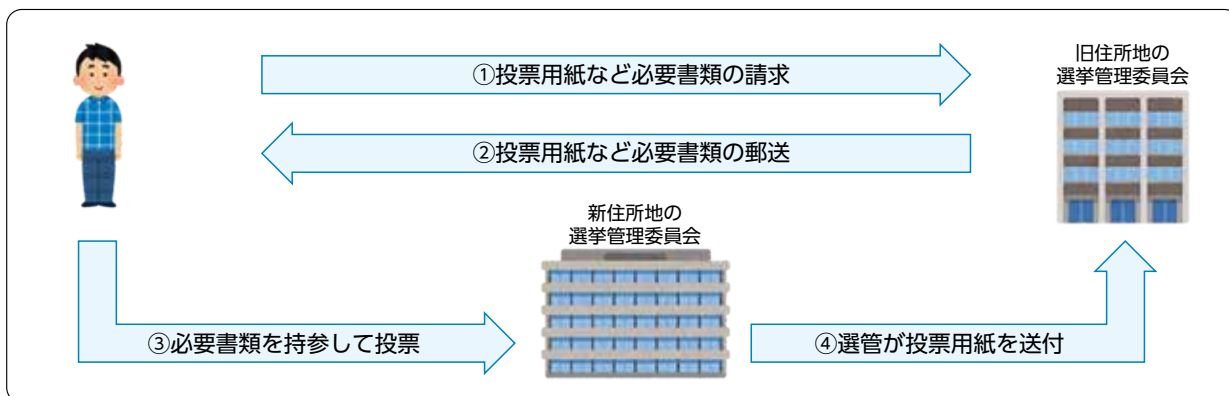
A. 住民票を移してから**3ヶ月経過**したら、引っ越し後の**新しい住所地**で投票できます。

もし、**3ヶ月経過する前**に選挙があった場合は、**引っ越し前の住所地**で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q. 選挙の日に旧住所地に行けない場合は、投票できないの？

A. そんなときは、**不在者投票**ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

お問い合わせ先

- 転出・転入の手続きに関すること:住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812
- 選挙に関すること:選挙管理委員会(総務財政課 総務グループ) 電話 5-1111 告知端末機 5-8811